

都市計画マスタープラン

第3回策定検討会議における検討ポイントの整理

策定のポイント

- (1) 新たな総合計画との整合
- (2) 人口減少・少子高齢化等に対応する将来都市構造の検討
- (3) 安全・安心に係る分野の内容充実
- (4) 広域交流ネットワークにつながる市内道路ネットワークの検討
- (5) 進む市街化に対する土地利用のあり方の検討

これらの項目に現行マスタープランを踏襲する形で以下の作業方針により検討した

- 【継続】 現行プランを踏襲
- 【変更】 社会情勢の変化や整備進捗から
- 【新規】 新たな問題解決等
- 【削除】 整備が完了して役目を終えたもの

次期総合計画の基本理念(案)
(8/21総合計画審議会より)

都市づくりの目標



土地利用の主な方針

- | | |
|-------------------------------|-----------|
| 【新規】 農地の利用促進 | P31上から2つ目 |
| 【新規】 広域交通ネットワーク活用 | P31下から1つ目 |
| 【変更】 バランスのとれた誰もが暮らしやすい居住環境づくり | P29上から3つ目 |
| 【変更】 臨海部の工業地の方針 | P30下から2つ目 |
| 【変更】 生産緑地の方針 | P31上から4つ目 |
| 【変更】 市街化区域縁辺の市街化調整区域の方針 | P31下から2つ目 |

水と緑の環境づくりの主な方針

- | | |
|----------------------|-----------|
| 【新規】 公共下水道等の計画的な維持管理 | P40下から1つ目 |
| 【削除】 富栄養化防止の方針 | |

市街地整備の主な方針

- | | |
|------------------------------|-----------|
| 【新規】 空家対策 | P34上から1つ目 |
| 【新規】 南船橋駅周辺の官民連携 | P34上から4つ目 |
| 【新規】 広域交通ネットワークを活かした新たな工業地検討 | P34下から1つ目 |
| 【変更】 海老川上流地区の方針 | P34上から3つ目 |

景観づくりの主な方針

- | | |
|----------------------------|-----------|
| 【変更】 歴史的な建造物の方針 | P44上から1つ目 |
| 【変更】 船橋駅周辺などにおける歴史的景観保全の方針 | P44上から2つ目 |

交通体系の主な方針

- | | |
|-----------------------|-----------|
| 【新規】 広域幹線道路の整備 | P35上から1つ目 |
| 【新規】 広域幹線道路周辺の整備 | P35上から2つ目 |
| 【変更】 自転車走行環境整備の方針 | P36下から3つ目 |
| 【変更】 自転車等の駐車対策の方針 | P36下から1つ目 |
| 【変更】 海老川上流地区への新駅設置の方針 | P37上から3つ目 |

防災まちづくりの主な方針

- | | |
|------------------------|-----------|
| 【新規】 海岸保全施設の老朽化対策及び耐震化 | P46上から4つ目 |
| 【新規】 避難誘導看板等の整備 | P46下から3つ目 |
| 【新規】 避難施設等における電力確保 | P46下から1つ目 |
| 【新規】 防犯灯や街路灯の設置推進 | P47上から2つ目 |
| 【新規】 協働による防犯上の問題点の確認 | P47上から3つ目 |
| 【変更】 公共公益施設等の方針 | P45下から1つ目 |
| 【変更】 防災拠点の方針 | P46下から2つ目 |

福祉のまちづくりの主な方針

- | | |
|---------------------|-----------|
| 【新規】 住宅セーフティーネットの充実 | P48下から2つ目 |
|---------------------|-----------|

立地適正化計画

第3回策定検討会議における検討ポイントの整理

■都市の骨格構造

- 鉄道駅を中心としたまちの発展
 - ・全ての鉄道駅を拠点に設定
 - ・中心>地域>生活の三段階に分類
 - ・三山のみバス停に拠点を設定
- 市内には鉄道網が多い
 - ・鉄道が主な公共交通を担う
 - ・一部地域ではバスが主な公共交通
- 船橋駅北口へのバス路線集中
 - ・一部路線を新駅へ誘導

■誘導施設

- 様々な施設を拠点集約型と地域分散型に分類、更に拠点集約型の中から、高次都市機能施設を選定
 - ・拠点集約型を誘導施設とする
- 中心拠点に誘導する施設
 - ・高次都市機能施設
 - ・その他全ての拠点集約型施設
- 地域拠点、生活拠点に誘導する施設
 - ・高次都市機能施設以外の拠点集約型施設
 - ・都市機能誘導区域内に既存立地のある高次都市機能施設

■都市機能誘導区域

- 誘導施設の現況立地、地形地物等により区域を設定
 - ・現況の施設配置を拡散しないよう設定

■居住誘導区域

- 市街化区域を基本とする
 - ・人口の9割が居住しているため
- 工業系用途地域(一部抜粋)、一団の非居住地、生産緑地は除外
- 災害危険性がある区域の取り扱い
 - ・急傾斜地崩壊危険区域は除外
 - ・浸水想定区域は土地利用実態を考慮し、対策を継続した上でやむを得ず区域に含める

